

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律の一部を改正する法律案について

平成17年1月31日
国土交通省

1. 概要

地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等所要の改正を行う。

(1) 水防法の一部改正

- ① 浸水想定区域の指定対象河川の拡大及び浸水想定区域における警戒避難体制の充実等
浸水想定区域の指定対象河川を主要な中小河川まで拡大し、特別警戒水位の到達情報を周知等することとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等が利用する施設への洪水予報等の伝達及び地下施設における避難のための計画の作成等により、警戒避難体制を充実する。
- ② 洪水予報制度の充実
国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、現行の水位又は流量に加え、はん濫による浸水に係る洪水予報を行うものとする。
- ③ 水防協力団体の指定制度の創設
水防管理者が、水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する公益法人、NPO法人を水防協力団体として指定することができることとする。
- ④ 非常勤の水防団員に係る退職報償金支給規定の創設
- ⑤ 浸水想定区域の指定に必要な調査に関する助成措置等
浸水想定区域の指定のため必要な調査に対する期間を限定した補助制度を設けるとともに、当該調査のほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査結果を活用することができることとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

- 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実
土砂災害警戒区域内の主として高齢者等が利用する施設への土砂災害に関する情報の伝達等により、警戒避難体制を充実する。

2. 閣議決定予定日

平成17年2月1日(火)

(問い合わせ先)
国土交通省河川局水政課 課長補佐 高橋謙司 5253-8111(内35134) 4416-5108(直通)

○水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
 < 予算関係法律案 >

地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等所要の改正を行う。

I 水防法の一部改正

1. 浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大

現 状

○浸水想定区域
 ・指定対象は洪水予報河川(222河川)
 ・破堤した五十嵐川、刈谷田川、足羽川等の中小河川は未指定

○洪水予報等の伝達方法の周知措置
 ・洪水予報等の伝達方法、避難場所などの洪水ハザードマップ等による周知措置は努力義務
 ・対象約1,100市町村のうち、281市町村のみ措置済み

平成16年7月新潟・福島豪雨による大水害
 【五十嵐川・刈谷田川等(新潟県)】

破堤後2日目の状況

補助河川6河川11箇所破堤。死者15名、約14,000戸が浸水。

[凡例] X : 破堤箇所
 ○ : 浸水区域

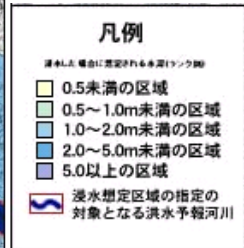
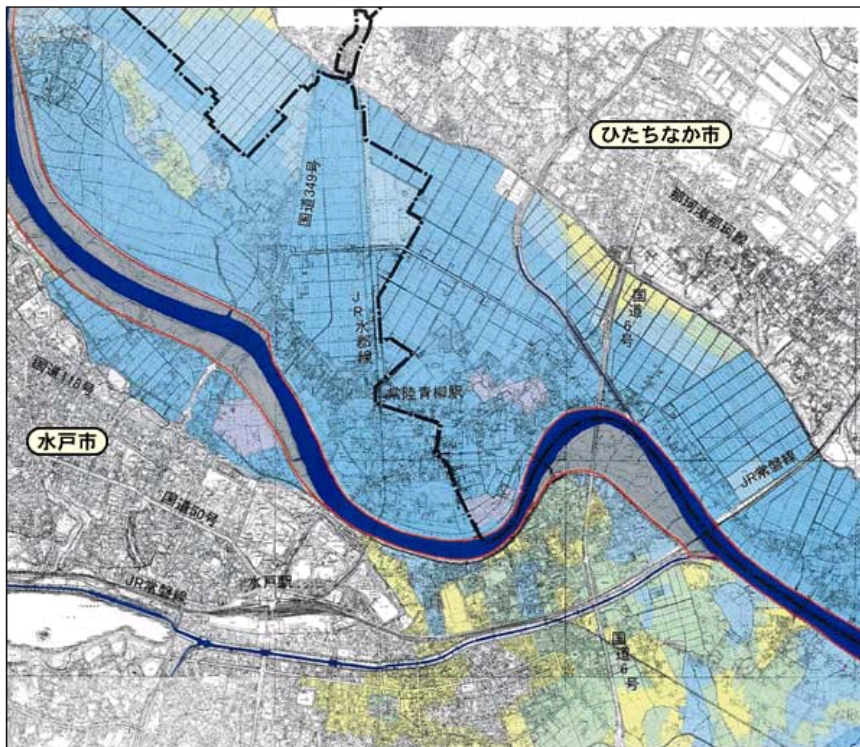
改正内容

○現行の大河川(洪水予報河川)のみならず、**主要な中小河川でも浸水想定区域を指定**
 (対象:222河川 → 約2,200河川)

○洪水予報等の伝達方法、避難場所などの洪水ハザードマップ等による周知措置の**徹底**
 (対象:約1,100市町村 → 約2,300市町村)

○浸水想定区域**調査に対する補助規定の創設**

■ 浸水想定区域の作成イメージ



那珂川における浸水想定区域図

■ ハザードマップの作成イメージ

●● 市洪水ハザードマップ

情報の伝達経路

地下空間の分布

避難先の位置・名称

避難対象区分	避難場所	所在地	避難時間
市役所	市役所	市役所	約10分
小学校	小学校	小学校	約15分
中学校	中学校	中学校	約20分
公民館	公民館	公民館	約25分

連絡先

- 行政機関
- 医療機関
- ライフライン管理機関

避難時の心得・持ち物

- ラジオ、テレビで最新の気象情報、洪水警報を入手しましょう。
- 避難するときは、必ず事前の避難経路をたどってください。
- 避難するときは、必ず事前の避難経路をたどってください。
- 避難するときは、必ず事前の避難経路をたどってください。

浸水想定区域・浸水深の明示

- 浸水深0.5m未満の区域
- 浸水深0.5~1.0m未満の区域
- 浸水深1.0~2.0m以上の区域
- 避難区域界
- 地下空間
- 避難場所
- 行政機関
- 医療施設
- ライフライン管理機関

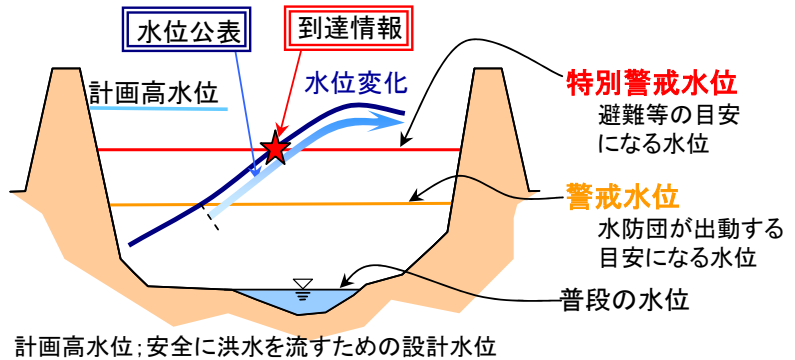
2. 主要な中小河川の洪水情報伝達の充実

現状

- 流域面積の大きな大河川については洪水予報を実施
- 洪水予報が困難な中小河川では円滑な避難にとって水位情報が重要であるが、現状では提供されていない。

改正内容

- 主要な中小河川で**特別警戒水位へ達した旨の情報を提供**



3. 大河川における洪水予報の充実

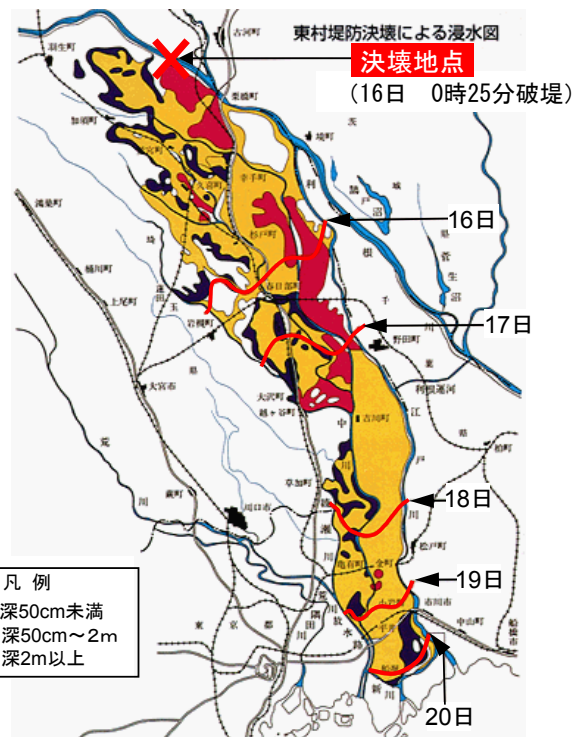
現状

- 現在、洪水予報では河川の水位、流量の予測のみを実施
- 堤防の決壊時には、関係者に通報
- 円滑な避難にとって重要なはん濫水の予報が、現在では、出されていない。

改正内容

- はん濫した洪水が広域に及ぶ河川において、**はん濫による浸水の区域及びその水深を予報**

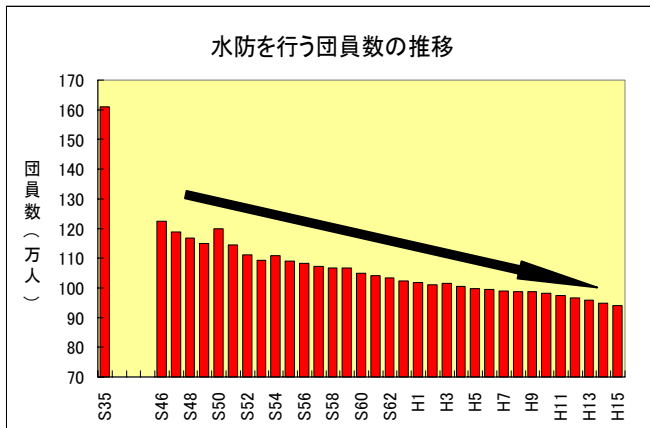
カスリーン台風(昭和22年9月)での浸水実績



4. 水防協力団体制度の創設等

現状

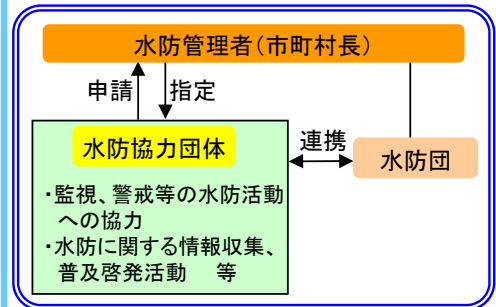
- 水防団員等の減少、高齢化、サラリーマン化で災害時の共助体制が脆弱化
- 社会貢献への関心が高まっており、ボランティアな活動が増加
- 非常勤の水防団員の退職報償金支給規定がない



※水防団員及び消防団員の合計

改正内容

- 公益法人等が水防団と連携し、活動する**水防協力団体制度の創設**



- 退職報償金支給規定の創設**

5. 地下施設における避難確保計画の作成

現状

- 地下鉄、地下街などの地下施設で浸水被害が多数発生
- 【主な被害】
- H11, H15: 福岡駅周辺
 - H12 : 名古屋市内
 - H16 : 横浜駅西口周辺
 - : 東京メトロ等



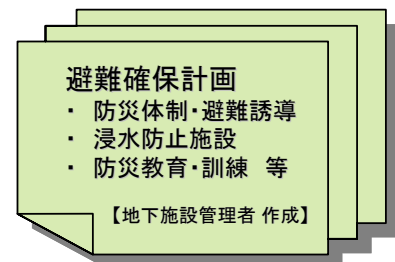
平成15年7月福岡水害による地下施設の浸水状況



台風22号(平成16年10月)による麻布十番駅の浸水

改正内容

- 市町村地域防災計画に位置づけた浸水想定区域内の**地下施設**において、**避難確保計画**を作成



6. 高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達

現状

- 年々増加する災害時要援護者
- H16年の主な風水害のうち、水害・土砂災害による死者・行方不明者の約6割が高齢者
高齢者、乳幼児等は避難に長時間必要

改正内容

- 浸水想定区域内の**高齢者、乳幼児等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定**

II 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実

改正内容

- 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所などの土砂災害ハザードマップ等による**周知の徹底**
- 土砂災害警戒区域内の**高齢者、乳幼児等が主に利用する施設への土砂災害情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定**

